

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市上三俣字中通一二六六番一 地先</p>	<p>加須市下三俣字七釜戸一七八三番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・五〇 〇〇 一一・二〇 〇〇</p>	<p>八・〇〇 〇〇 一一・五〇 〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三〇〇・〇〇 〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>